

## 佐賀県告示第 73 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項及び佐賀県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 31 年佐賀県規則第 44 号）第 11 条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動等を制限する。

平成 29 年 2 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 移動を制限する区域における家畜の種類等

#### (1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体

#### (2) 移動を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

#### (3) 移動を制限する区域

ア 多久市多久町の一部並びに南多久町長尾の一部、下多久の一部及び花祭の一部

イ 武雄市北方町大字志久の一部

ウ 小城市牛津町上砥川の一部

エ 杵島郡大町町福母の一部及び大町

オ 杵島郡江北町上小田、下小田、山口、八町の一部、惣領分の一部及び佐留志の一部

カ 杵島郡白石町大渡の一部、東郷の一部、今泉の一部及び馬洗の一部

#### (4) 移動を制限する期間

平成 29 年 2 月 5 日から当分の間

### 2 搬出を制限する区域における家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

ア 佐賀市久保田町久保田、徳万の一部、新田の一部、久富の一部及び江戸の一部

イ 唐津市相知町平山上の一部並びに巖木町広瀬の一部、中島の一部、牧瀬の一部及び瀬戸木場の一部

ウ 多久市東多久町納所及び別府、南多久町長尾の一部、下多久の一部及び花祭の一部、多久町の一部、西多久町板屋の一部並びに北多久町多久原の一部及び小侍

エ 武雄市朝日町中野の一部、甘久及び芦原、橘町永島の一部、芦原、片白及び大日、武雄町昭和の一部、富岡の一部及び永島の一部、若木町川古の一部並びに北方町志久の一部、大崎、大渡及び芦原

オ 小城市小城町、小城町松尾の一部、晴気の一部、畑田の一部、池上、栗原及び船田、三日月町堀江の一部、金田の一部、樋口、長神田の一部、久米の一部、石木及び甲柳原、牛津町牛津、柿樋瀬、乙柳、勝、上砥川の一部及び下砥川並びに芦刈町浜枝川、三王崎、芦溝、下古賀、道免及び永田

カ 嬉野市塩田町久間の一部

キ 杵島郡大町町福母の一部

ク 杵島郡江北町八町の一部、惣領分の一部及び佐留志の一部

ケ 杵島郡白石町福吉、福田、築切、遠江、横手、牛屋の一部、戸ヶ里、

深浦の一部、廿治、堤、湯崎、辺田、田野上、坂田、新拓の一部、福富、福富下分、八平、新明の一部、新開の一部、大渡の一部、東郷の一部、今泉の一部及び馬洗の一部

(4) 搬出を制限する期間

平成 29 年 2 月 5 日から当分の間